独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	ソフトバンクグループ株式会社	コード	9984
提出日	2024/5/29	異動（予定）日	2024/6/21
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
□　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	飯島 彰己	社外取締役	○													○		有
2	松尾 豊	社外取締役	○													○		有
3	襟川　恵子	社外取締役	○													○		有
4	ケン・シーゲル	社外取締役											○					
5	デビッド・チャオ	社外取締役	○										○					有
6	遠山　篤	社外監査役	○													○		有
7	中田　裕二	社外監査役	○										△					有
8	宇野　総一郎	社外監査役											○					
9	大塚　啓一	社外監査役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2018年6月に独立役員に指定しています。
2		東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2019年6月に独立役員に指定しています。
3		東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2021年6月に独立役員に指定しています。
4	ケン・シーゲル氏は、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所のマネージングパートナーおよびMorrison & Foerster LLPのBoard Director, Member of Executive Committeeを兼務しており、当社は、同法律事務所との間に法務アドバイス業務等の取引があります。	当社は、ケン・シーゲル氏がマネージングパートナーを務めているモリソン・フォースター東京オフィス（モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所）およびBoard Director, Member of Executive Committeeを務めているMorrison & Foerster LLPとの間の取引の有無にかかわらず、同事務所に対する今後の報酬額が未定であることから、独立役員としての 届出は行っておりません。
5	デビッド・チャオ氏は、DCM VenturesのCo-Founder and General Partnerを兼務しており、当社は、同社が運営するファンドにLimited Partner出資をしています。ただし、その出資額は、同社の運用総額の2%未満であり、極めて僅少です。	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2022年6月に独立役員に指定しています。
6		東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2015年6月に独立役員に指定しています。
7	中田裕二氏は、2021年4月まで野村證券株式会社に所属しておりました。当社は、同社と資金調達全般に関する取引があります。ただし、その取引額は当社の「営業外費用」の0.1%未満であり、極めて僅少です。	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2021年6月に独立役員に指定しています。
8	宇野総一郎氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士を兼務しており、当社は、同法律事務所との間に法務アドバイス業務等の取引があります。	東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断していますが、同氏の所属事務所（長島・大野・常松法律事務所）のルールに従い、独立役員としての 届出は行っておりません。
9		東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.　(3) の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しています。一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、2021年6月に独立役員に指定しています。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。